

○和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会に関する規則

平成24年7月9日

教委規則第9号

改正 令和4年3月25日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 学校給食食物アレルギー対応に係るガイドラインに沿った手引書の作成に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか学校のアレルギー疾患に対する取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 1人
- (2) 小児科専門医 1人
- (3) 保護者代表 2人
- (4) 小学校校長会代表 1人
- (5) 中学校校長会代表 1人
- (6) 栄養教諭及び栄養職員代表 2人
- (7) 養護教諭代表 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長があらかじめ指名した委員とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委

員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令4教委規則3・追加)

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(令4教委規則3・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校給食担当部署において処理する。

(令4教委規則3・旧第8条繰下)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

(令4教委規則3・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 施行日又は委員の任期満了日の後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

(令4教委規則3・一部改正)

附 則 (令和4年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年3月14日から適用する。